

農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整計算書

		被相続人	
この計算書は、租税特別措置法第70条の6第1項に規定する農地等についての納税猶予の特例と同法第70条の7の2第1項又は同法第70条の7の4第1項に規定する非上場株式等についての納税猶予の特例を同時に適用する農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）が、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整の計算のために使用します。			
		農業相続人	
1 調整前猶予税額等の明細			
① この計算書の農業相続人の調整前農地等猶予税額（その人の第8表の「2」の⑦欄の金額）			円 00
② この計算書の農業相続人の調整前株式等猶予税額（その人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の第8の2表の「2」の⑩欄の金額）			00
③ 調整前猶予税額（①+②）			00
④ この計算書の農業相続人の猶予可能税額（その人の第1表の⑫欄の金額）			
(注) 1 ③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）は、「2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整」欄にも記入してください。 2 ③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≤④」の場合）は、農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整は不要ですので、上記①及び②欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額⑫」及び「株式等納税猶予税額⑬」欄にそれぞれ転記します。			
2 農地等納税猶予税額と株式等納税猶予税額の調整			
この欄は、上記1の③欄の金額が④欄の金額を超える場合（「③>④」の場合）に使用します。 なお、上記1の③欄の金額が④欄の金額以下の場合（「③≤④」の場合）は記入を要しません（上記1の（注2）参照）。			
⑤ 調整後の農地等納税猶予税額（④× $\frac{①}{③}$ ）（100円未満切捨て）			円 00
⑥ 調整後の株式等納税猶予税額（④-⑤）（100円未満切捨て）			00
(注) ⑤及び⑥欄の金額を第1表・第1表（続）の農業相続人（経営承継相続人等又は経営相続承継受贈者）の「農地等納税猶予税額⑫」及び「株式等納税猶予税額⑬」欄にそれぞれ転記します。			

第8の3表
(平成21年4月分以降用)